

川崎市在宅ねたきり高齢者寝具乾燥事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老衰、心身障害その他の事由により長期にわたって臥床している高齢者（以下「ねたきり高齢者」という。）に対し、ねたきり高齢者が使用している寝具を乾燥することにより、その高齢者の生活環境の改善をはかり、福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は川崎市とする。

(定義)

第3条 この要綱で「ねたきり高齢者」とは、在宅（施設又は病院に入所している者を除く。）の65歳以上の者で、一日の大半がねたきり状態にあり、かつ、介護保険法による要介護認定の結果、要介護3、4、又は5と認定された者で、日常生活に他人の介護を要する者をいう。

(対象者)

第4条 寝具の乾燥を受けることのできる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住し、福祉事務所で「ねたきり高齢者」として認められた、寝具乾燥の支援が必要な者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の施設等に入院・入所している場合は、利用の対象とならない。

(1) 医療機関

(2) 介護保険法に基づく「介護保険施設」、「地域密着型介護老人福祉施設」、「認知症対応型共同生活介護」、「介護予防認知症対応型共同生活介護」及び「特定施設」

(3) 老人福祉法第29条に基づく有料老人ホーム

(4) 社会福祉法第2条第2項に規定する施設

(5) 第1号から第4号以外の施設等で、介護の提供、食事の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供している施設等

(申請及び決定)

第5条 対象者又は代理人（以下「申請者」という。）は、寝具の乾燥を受けようとするときは、高齢者在宅サービス利用申出書（第1号様式）により、福祉事務所に申請しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、寝具乾燥の実施の可否を決定し、その旨を申請者に在宅ねたきり高齢者寝具乾燥決定通知書（第2号様式）により通知する。

(実施方法)

第6条 寝具乾燥の実施は、市と委託契約を締結した指定業者（以下「業者」という。）が市の指示により、おおむね年4回実施する。

2 寝具乾燥の実施時期は、福祉事務所長が決定し、可と決定した者（以下「決定対象者」という。）に通知するとともに、在宅ねたきり高齢者寝具乾燥実施通知書（第3号様式）を送付する。また、業者に在宅ねたきり高齢者寝具乾燥券（第4号様式・以下「寝具乾燥券」という。）を送付する。

(費用負担)

第7条 決定対象者は、別に定める基準額表の基準額に別表に規定する利用世帯の階層区分の利用者負担率を乗じて算出した額により、寝具乾燥に要する費用の一部を負担するものとする。

2 決定対象者は原則として本事業の業者から寝具乾燥を受ける際に、前項の利用者負担額を直接業者に支払うとともに、業者が持参する寝具乾燥券に記入し提出しなければならない。

(費用の請求及び支払)

第8条 寝具の乾燥に要する経費の支払いは、次によるものとする。

(1) 業者は、決定対象者に寝具乾燥を実施したときは、別に定める基準額表から、決定対象者が直接業者に支払った利用者負担額を控除した公費負担額を、決定対象者から提出された寝具

乾燥券を添えて、市長あて請求するものとする。

(2) 市長は、業者の請求により公費負担額を支払うものとする。

(対象物)

第9条 寝具乾燥の対象は、ねたきり高齢者が使用している次の各号に掲げるもの（以下「寝具」という。）とする。

(1) 掛ふとん

(2) 敷ふとん

(3) 毛布

(4) その他必要と認めるもの

(変更)

第10条 決定対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請者は直ちにその旨を高齢者在宅サービス変更・停止・廃止申出書により福祉事務所に届出なければならない。

(1) 市内転居したとき。

(2) 氏名等を変更したとき。

(3) 別表における「利用世帯の階層区分」に変更があった場合

(停止及び廃止)

第11条 決定対象者が、次の各号の停止及び廃止事由のいずれかに該当したときは、申請者は直ちにその旨を高齢者在宅サービス変更・停止・廃止申出書により市長に届出なければならない。

(1) 第3条に規定された対象者に該当しなくなったとき。

(2) 第4条第2項第2号から第5号に掲げる施設等に入所したとき。

(3) 医療機関への入院期間が1か月に達するとき。

(4) 市外へ転出したとき。

(5) 自宅以外の場所に宿泊する期間が1か月に達するとき。

(6) 死亡したとき。

(7) 利用実績が1年以上なかったとき。

2 福祉事務所長は、当該事由確認後、速やかに廃止するものとする。ただし、当該事由がおおむね6か月以内に消滅すると予想される場合には、停止することができるものとする。

3 当該事由が消滅し、利用の停止を解除するには、申請者が、その旨を福祉事務所に申し出るものとし、福祉事務所長は、当該事由の消滅を確認後、速やかに利用の停止を解除するものとする。

4 福祉事務所長が第1項各号に掲げる廃止事由を利用者等の申し出によらず知り得た場合は、職権により停止及び廃止することができる。

(変更・廃止通知)

第12条 福祉事務所長は、第10条の届出により変更、又は前条の届出により停止及び廃止するときは、在宅ねたきり高齢者寝具乾燥決定通知書（第2号様式）により、決定対象者に通知するものとする。

(委任)

第13条 この要綱の実施について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和48年11月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

(対象者に関する経過措置)

- 2 改正後の要綱第3条及び第4条の規定は、平成12年4月1日以降の申請に係る対象者に適用し、平成12年3月31日以前に申請されたものは、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱の規定により作成した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、平成27年1月5日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月2日より施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日より施行する。

別表（第7条関係）

項 目	利用世帯の階層区分	利用者負担率
寝具乾燥一式	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	0 %
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	
	川崎市在宅福祉サービス利用者負担額減額事業実施要綱に基づく確認証の交付を受けた者	5 %
	上記以外の世帯	10 %
寝具丸洗い (希望により実施。ただし、1回あたり寝具2枚とする。)	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	0 %
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	
	川崎市在宅福祉サービス利用者負担額減額事業実施要綱に基づく確認証の交付を受けた者	5 %
	上記以外の世帯	10 %